



【報告書書式】  
【共通項目】

(E1) 取引種別		(E2) 証券発行体の区分		(E3) 約定年月日		(E4) 約定書コード		(E5) 証券区分 (銀行振込用紙等)		(E6) 振替番号	
コード	説明	コード	説明	コード	説明	コード	説明	コード	説明	コード	説明
20	銀行振込	01	外国証券	11	11年	00	日本銀行	01	銀行振込	1410	銀行振込
21	債権証券	02	国内証券	12	12年	01	三井銀行	02	銀行振込		
22	証券債権 (債権証券)	03	外国証券	13	13年	02	郵政銀行	03	銀行振込		
23	証券債権 (債権証券)	04	国内証券	14	14年	03	信用金庫	04	銀行振込		

【詳細項目】

(E1) 証券区分	(E2) 証券発行体の区分	(E3) 約定年月日	(E4) 約定書コード	(E5) 証券区分 (銀行振込用紙等)		(E6) 振替番号		(E7) 証券区分	(E8) 証券区分 (銀行振込用紙等)		(E9) 証券区分	(E10) 証券区分	(E11) 証券区分	(E12) 証券区分	(E13) 証券区分	(E14) 証券区分	(E15) 証券区分				
				証券区分	証券区分	証券区分	証券区分		証券区分	証券区分								証券区分	証券区分		
01	外国証券	11	11年	01	日本銀行	01	銀行振込	01	銀行振込	01	銀行振込	01	銀行振込	01	銀行振込	01	銀行振込	01	銀行振込	01	銀行振込

証券区分	コード	証券名称	コード	証券名称	コード	証券名称	コード	証券名称	コード	証券名称	コード	証券名称
01	111	インド・リアル	117	シンガポール・シン	123	ポーランド・ズロツリ	129	スロバキア・スロ	135	リトアニア・リタス	141	エストニア・ユーロ
02	121	インド・ルピー	127	タイ・バーツ	133	チェコ・コルナ	139	ハンガリー・フォリント	145	ラトビア・ラツ	151	リトアニア・ユーロ
03	131	インドネシア・ルピア	137	フィリピン・ペソ	143	スロベニア・ユーロ	149	ポーランド・ズロツリ	155	エストニア・ユーロ	161	ハンガリー・フォリント
04	141	パキスタン・ルピー	145	マレーシア・リンギット	151	スロバキア・スロ	157	スロベニア・ユーロ	163	リトアニア・ユーロ	169	エストニア・ユーロ
05	151	バングラデシュ・タカ	155	インドネシア・ルピア	161	ハンガリー・フォリント	167	スロバキア・スロ	173	エストニア・ユーロ	179	ハンガリー・フォリント
06	161	タイ・バーツ	165	フィリピン・ペソ	171	スロバキア・スロ	177	ポーランド・ズロツリ	183	リトアニア・ユーロ	189	エストニア・ユーロ
07	171	インドネシア・ルピア	175	シンガポール・シン	181	ハンガリー・フォリント	187	スロバキア・スロ	193	リトアニア・ユーロ	199	エストニア・ユーロ
08	181	インドネシア・ルピア	185	タイ・バーツ	191	スロバキア・スロ	197	ハンガリー・フォリント	203	リトアニア・ユーロ	209	エストニア・ユーロ
09	191	インドネシア・ルピア	195	フィリピン・ペソ	201	ハンガリー・フォリント	207	スロバキア・スロ	213	リトアニア・ユーロ	219	エストニア・ユーロ
10	201	パキスタン・ルピー	205	インドネシア・ルピア	211	ハンガリー・フォリント	217	スロバキア・スロ	223	リトアニア・ユーロ	229	エストニア・ユーロ

- (E1) 取引種別 居住者の買入「20」、売却を「21」として記入すること。また、債権証券に係る取引については、円振替の非居住者から受けている者が当該証券の元本の償還金を受領した (非居住者へ支払った) 場合は「22」として、外貨証券では、自己の保有する証券又は居住者から委託を受けている証券の元本の償還金の受領があった場合を「23」として記入すること。
- (E2) 証券発行体の区分 外貨証券においては、非居住者発行のものも「01」、居住者発行のものも「02」とし、円振替券では非居住者発行のものも「03」、居住者発行のものも「04」として記入すること。年次区分は西暦(4桁)で記入し、月次区分は「01」から「12」として記入すること(報告年月日及び明細項目の決算年月に同じ)。日付は2桁で記入すること。この際、未定命簿の通知の期日により報告する者は、天候の当来日に該当する「01」から「11」を記入し、それ以外の者は、「99」とすること。
- (E3) 約定年月日 日本銀行(国際局)が通知する日コードを記入すること。
- (E4) 約定書コード 借付約定と異なる銀行等における銀行約定を「00」、借付約定を「10」として記入すること(借付約定を保有しない報告者はブラック)。
- (E5) 証券区分 報告者ごと(10001番)からの異種証券を記入すること。
- (E6) 証券区分 (銀行振込用紙等) 非居住者発行証券に係る取引は当該証券の発行体の所在国又は地域を、居住者発行証券に係る取引は当該取引の相手方の所在国又は地域をそれぞれ本報告別表第2に定める国又は地域等により記入すること。
  - 外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。
  - 円振替券は、証券種類コードを記入するが、証券種類コードは記入しない。
- (E7) 証券区分 (銀行振込用紙等) 円振替券の記入にあたっては、証券コードと借付(借付債権)が抽出した番号及び専用器具をもって組織されたもの、1)の定める証券コード(4桁)を記入すること。
  - 非上場の証券であってコード番号の付されていない証券は、コード番号を9999とする。
  - 借付債権等について原簿の期間が1年を越えるものを中期(01)、1年以内のものを短期(02)とすること。
- (E8) 証券区分 (銀行振込用紙等) 外貨証券先買取引については非居住者との直接取引(自己取引)のみとし、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を通じて受けた取引については上記欄中の「一般政府(300)」から「中央銀行(400)」の11業種を介して記入すること。また、種別となる取引は非居住者又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引として記入するほか債権者について上記欄中の「一般政府(300)」から「中央銀行(400)」の11業種を介して記入すること。なお、円振替券先買取引については、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を通じて非居住者となつた取引を除いて報告すること。また、前記の種別となる取引の債権を受けた銀行等は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引を含めて報告すること。
- (E9) 証券区分 外貨証券に係る報告については未払いの残高のうち平均残高を、円振替券に係る報告については平均月単位で記入すること(単位未満は四捨五入)。また、当該証券の表面金額についてコード表に併記すること。
- (E10) 証券区分 当該証券の表面金額を記入する(年々の記入は【表3】に準ずる)。